

お詫びと訂正

この度は、『保育と社会福祉（第3版）』をお買い上げいただき、誠にありがとうございます。

恐れ入りますが、本書に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、以下の通りご訂正くださいますようお願い申し上げます。

■修正箇所

	〈該当箇所〉	〈正〉
<p>p.61 上から 7行目</p>	<p>……出型年金（企業型）がある（図4-3）。</p>	<p>……出型年金（企業型）、個人型確定拠出年金がある。また会社員、公務員などの被扶養配偶者の上乗せ年金として個人型確定拠出年金がある（図4-3）。</p>
<p>p.61 図4-3</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）</p> <p>○民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）</p> <p style="text-align: right;">（数値は平成28年3月末）</p> <p>※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以降においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。</p> <p>※2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。</p> <p>資料：「平成29年版 厚生労働白書」2017年</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。（1階部分）</p> <p>○民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。（2階部分）</p> <p>○また、希望する者は、iDeCo（個人型確定拠出年金）等の私的年金に任意で加入し、さらに上乗せの給付を受けることができる。（3階部分）</p> <p style="text-align: right;">（数値は平成29年3月末）※斜線部は任意加入</p> <p>※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以降においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。</p> <p>※2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。</p> <p>資料：「平成30年版 厚生労働白書」2018年</p> </div>
<p>p.62 上から 4・5行目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者（会社員や公務員・教員などで16～69歳の者） ・第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養の妻で20～59歳の者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2号被保険者（会社員や公務員・教員など） ・第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養の配偶者）
<p>pp.106～119 右上柱</p>	<p>第8章 子どもの人権と児童家庭福祉</p>	<p>第8章 子ども家庭支援と社会福祉</p>
<p>p.1061行目 見出し</p>	<p>▼社会の一因である子ども</p>	<p>▼社会の一員である子ども</p>